## 〇総務省告示第三百七十七号

和 元 電 年 波 法 総 務 施 省 行 告 規 示 則 第 昭 百 和 六 + + 兀 五 号 年 電 電 波 監 波 理 法 施 委 員 行 会 規 則 規 第 則 六 第 条 +  $\mathcal{O}$ 兀 号)  $\mathcal{O}$ 第 兀 に 六 規 条 定  $\mathcal{O}$ す る  $\mathcal{O}$ 総 兀 務  $\mathcal{O}$ 大 規 定 臣 が に 基 別 に づ き、 告 示 令 す

る 条 件 を 定 8 る 件  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 改 Œ する。

令和五年十一月十日

総務大臣 鈴木 淳司

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改  $\emptyset$ る。

規

改正後	改正前
[一~八 略]	[一~八 同上]
。	九 [同上]
[イ 略]	[イ 同上]
四・一凪の周皮数の電皮を使用するものであって、主として司一の構为又はそれに準ずるロ 一、八九一凪、一、八九九・一凪、一、九〇九・一凪、一、九一一・六凪又は一、九一	であって、主として司一の隋内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるものにロ 一、八九一舢、一、八九九・一舢又は一、九一四・一舢の周波数の電波を使用するもの
いて	あっては二○○ミリワット以下、主として同一の構内又はそれに準ずる場所において固定
ミリワット以下であること。 構内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるもの以外のものにあっては一○○	して使用されるもの以外のものにあっては一○○ミリワット以下であること。
八五・二四八冊及び一、八八五・二四八冊に一、七二八冊の整数倍を加えたものにあってハ 一、八八五・二四八冊以上一、九〇四・二五六冊以下の周波数の電波であって、一、八	九五・六一六冊及び一、八九五・六一六冊に一、七二八冊の整数倍を加えたものにあってハ 一、八九五・六一六冊以上一、九〇四・二五六冊以下の周波数の電波であって、一、八
は二四○ミリワット以下であること。	は二四○ミリワット以下であること。